

柏崎刈羽原子力発電所関係 県・市村
新潟県 県政記者クラブ
柏崎記者クラブ

各位

お 知 ら せ

件名：平成19年度第1回保安検査（保安規定の遵守状況の検査）
の初回会議について

平成19年5月24日

経済産業省 原子力安全・保安院
柏崎刈羽原子力保安検査官事務所
所長 金城慎司
TEL 0257-23-9798

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所を対象とした平成19年度第1回の保安検査を平成19年5月28日（月）より実施いたします。

保安検査初日の冒頭に、初回会議^注を開催し、特別原子力施設監督官の立会いの下、保安検査官と原子炉設置者との間で、①保安検査計画、②保安検査実施方法、③双方の連絡担当者などを確認します。

今回の検査は、発電設備の総点検に係る今後の対応30項目の具体化のための行動計画（平成19年5月7日）（以下、「行動計画」）に従って、特別な保安検査として行います（別紙1）。

検査は6月22日（金）の午前中に終了する予定です。行動計画に従って、保安検査の結果の公開も行う予定です（別紙2）。場合によっては、検査を延長することもあります。延長の如何にかかわらず、第1回の保安検査に関する説明会を6月22日（金）の午後に準備しますので、あらかじめご承知置き下さい。詳細については後日連絡します。

記

1. 日時：
平成19年5月28日（月）13時00分（約15分程度を予定）
2. 場所：
東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所 ビジターズハウス 1階会議室
3. 連絡先：
（総括）原子力安全・保安院柏崎刈羽原子力保安検査官事務所
所長 金城慎司（TEL 0257-23-9798, 080-5471-7058）
（開催時間・場所に関する問い合わせ）
東京電力（株）広報部報道 Gr（TEL 0257-45-3131（代））

注）初回会議の位置付けなど保安検査の進め方については、実用発電用原子炉保安検査実施要領（内規）を参照のこと。資料の掲載HPアドレスは、
トッパーお知らせ・トピッカー過去のお知らせ>バックナンバーへ >
2005/11/18 実用発電用原子炉保安検査実施要領（内規）の改正について。

<http://www.meti.go.jp/interface/nisa/regularly/announce/info.cgi?mode=content&category=1&page=882>

発電設備の総点検に係る今後の対応30項目
の具体化のための行動計画 H19.5.7 保安院

(7) 特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督(原子力)

① 評価区分 I に該当する次の7原子力発電所に対する特別原子力施設監督官として、本年4月27日付けで管理職7名を発令した。

- ・北陸電力(株)志賀原子力発電所
- ・東京電力(株)福島第一原子力発電所
- ・東京電力(株)福島第二原子力発電所
- ・東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所
- ・中国電力(株)島根原子力発電所
- ・日本原子力発電(株)敦賀発電所
- ・日本原子力発電(株)東海第二発電所

② 本年度第1回保安検査(本年5月～6月実施)から、まず今後1年間を目途に特別原子力施設監督官による特別な監査・監督を実施することに加え、検査期間を延長した特別な保安検査を実施する。さらに前項(6)の特別な検査に対する実施状況の監督を行う。

③ 本年度の特別な保安検査は、評価区分 I に該当する上記①の原子力発電所を対象とし、次の内容を確認する。

- ・ 改正された保安規定の遵守状況
- ・ 定例試験（安全上重要な機器に係る試験、過去において不正が行われた試験等）に立ち会うことによる機器等の健全性
- ・ 再発防止対策の取組み状況

(14) 原子力発電施設の保安検査の結果の公開

- ① 現地の原子力保安検査官が保安検査の結果を報道機関等に説明することを本年度第1回保安検査の結果の公表時から実施する（本年6月～7月）。
- ② 地元報道機関等への説明や電力会社によるトラブル情報の説明の具体的な進め方については、電気事業連合会と調整を進める。

1. 検査実施場所

東京電力株式会社 本店及び柏崎刈羽原子力発電所

2. 検査実施期間

平成19年5月28日(月)～平成19年6月22日(金)

なお、当該検査期間中に認められた保安規定違反の疑いがある事案の事実確認期間は、上記の期間に限らず検査実施期間とする。

3. 検査担当職員

(水野 幹久 特別原子力施設監督官)

柏崎刈羽原子力保安検査官事務所

金城 慎司

濱田 辰男

小澤 隆寛

青山 勝信

新崎 英一

深沢 幸久

権田 純虎 他

4. 検査項目

保安検査期間中に実施する運転管理状況の聴取、記録確認、原子炉施設の巡視及び定例試験等への立会い等のほか、以下の項目とする。なお、以下の項目に限らず、抜き打ち検査としても項目を選定し、検査を実施する。

①発電設備の給点検の結果に係る再発防止対策の実施状況(本店検査含む)

②マネジメントレビューの実施状況(本店検査含む)

③運転管理の実施状況

④柏崎刈羽原子力発電所7号機定期安全レビューの実施状況

⑤東芝製原子炉給水流量計問題に係る再発防止対策の実施状況(本店検査)

⑥定例試験の実施状況(立会)

⑦過去の違反事項に係る改善措置状況

5. 重点検査項目

- ・発電設備の総点検の結果に係る再発防止対策の実施状況（本店検査含む）
- ・マネジメントレビューの実施状況（本店検査含む）
- ・運転管理の実施状況